

大気汚染常時監視測定局（足利市役所）移設業務委託契約書

委託者栃木県（以下「甲」という。）と受託者〇〇〇〇〇（以下「乙」という。）とは、次のとおり委託契約を締結する。

（委託）

第1条 甲は、栃木県内における大気汚染常時監視測定局（足利市役所）の移設業務（以下「委託業務」という。）の実施を乙に委託し、乙はこれを受託するものとする。

（委託期間）

第2条 この契約による委託期間は、契約日から令和8（2026）年3月27日（金）までとする。

（委託料）

第3条 委託料は、金〇,〇〇〇,〇〇〇円（うち消費税及び地方消費税の額〇〇〇,〇〇〇円）とする。

（契約保証金）

第4条 甲は、乙が納付すべき契約保証金を免除する。

（委託業務の実施方法）

第5条 乙は、別添「大気汚染常時監視測定局（足利市役所）移設業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）及び甲が必要に応じて指示する事項を遵守の上、委託業務を実施するものとする。

（委託業務の実施場所）

第6条 委託業務の実施場所は、栃木県内とする。

（業務遂行上の責任者）

第7条 乙は、委託業務に関して甲と連絡調整を行う業務遂行上の責任者を定め、甲に書面で通知するものとする。

（指示及び監督）

第8条 乙は、委託業務の履行に当たり、甲と協議の上、業務を実施するものとする。

（業務処理状況の報告及び検査）

第9条 乙は、委託業務完了後、仕様書に基づき業務完了報告書を作成し、10日以内に甲に提出するものとする。

2 甲は、乙から前項の報告書の提出を受けたときは、その日から起算して10日以内に検査を実施しなければならない。

3 前項の規定による検査の結果、不合格のものについては、甲は、乙に対して相当の期間を定めて完全な履行を請求し、又は履行に代え若しくは履行とともに損害の賠償を請求することができる。

（委託料の請求及び支払）

第10条 乙は、第9条第2項の規定による検査に合格したときは、甲に委託料を請求するものとする。

2 甲は、乙が提出する適法な支払請求書を受理した日から30日以内に委託料を乙に支払うものとする。

（支払遅延に対する遅延利息）

第11条 甲の責めに帰すべき事由により前条第2項の支払期限までに委託料を乙に支払わない場合は、乙は、甲に対して遅延利息を請求できるものとする。

2 前項の遅延利息の額は、支払期限の翌日から支払の日までの日数に応じ、委託料に対し、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき、財務大臣が決定する率（年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日の割合とする。）を乗じて得た額とする。

(債務不履行の場合の損害金)

第12条 乙がこの契約に定める義務を履行しないため、甲に損害が生じたときは、甲は、乙に対し、その損害に相当する金額を損害賠償として請求することができる。ただし、その債務の不履行が乙の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

(一般的損害)

第13条 委託業務の実施中に生じた損害は、乙の負担とする。ただし、その損害が甲の責めにきすべき事由による場合は、この限りでない。

(履行遅滞に関する損害金)

第14条 乙は、第2条の期限までに委託業務を完了できない場合は、甲に対して遅延損害金を支払うものとする。ただし、その完了できないことが乙の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

2 前項の遅延損害金の額は、その期限の翌日から委託業務を完了する日までの日数に応じ、委託料に対し、政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定に基づき、財務大臣が決定する率(年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日の割合とする。)を乗じて得た額とする。

3 甲に生じた損害額が第1項の規定による遅延損害金の金額を超える場合には、甲は、その超過額について、別途、乙に損害賠償の請求をすることができる。

(秘密の保持)

第15条 乙は、委託業務の実施に際して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。この契約が完了し、又は、解除された後においても、同様とする。

(個人情報の保護)

第16条 乙は、この契約による業務の実施に伴う個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(調査等)

第17条 甲は、委託業務の実施状況について、隨時に、調査し、若しくは必要な報告を求め、又は委託業務の実施に関して乙に必要な指示を与えることができるものとする。

(緊急の措置)

第18条 甲は、委託業務実施上緊急の措置を要すると認めるときは、乙に対し所要の措置をとるよう求めることができる。

2 乙は、甲の求めに応じ必要な措置をとったときは、その結果について遅滞なく甲に報告しなければならない。

(再委託の禁止)

第19条 乙は、委託業務の全部若しくは一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ書面により甲の承認を得たときは、この限りではない。

(契約変更)

第20条 甲は、必要があるときは、乙と協議の上、この契約の内容を変更することができる。

(催告による解除)

第21条 甲は、乙がその債務を履行しない場合において、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(催告によらない解除)

第22条 次の各号のいずれかに該当する場合には、甲は、前条の催告をすることなく、直ちにこの契

約を解除することができる。

- (1) 債務の全部の履行が不能であるとき。
 - (2) 乙がその債務の全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
 - (3) 債務の一部の履行が不能である場合又は乙がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
 - (4) 契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行をしないでその時期を経過したとき。
 - (5) 前各号に掲げる場合のほか、乙がその債務の履行をせず、甲が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
 - (6) 乙の委託業務の実施が不適当と甲が認めたとき。
 - (7) 乙がこの契約に違反したとき又は乙がこの契約に違反するおそれがあると甲が認めたとき。
- 2 債務の不履行が甲の責めに帰すべき事由によるものであるときは、甲は、前条及び第1項の規定による契約の解除をすることができない。

(違約金)

第23条 前2条の規定によりこの契約が解除されたときは、乙は、違約金として委託料の100分の10に相当する金額を甲に支払うものとする。ただし、その契約の解除が乙の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

- 2 甲に生じた損害額が前項の規定による違約金の金額を超える場合には、甲は、その超過額について、別途、乙に損害賠償の請求をすることができる。
- 3 前2条の規定によりこの契約が解除された場合においては、乙は甲にその損失の補償を求めることができない。

(談合その他不正行為による解除)

第24条 甲は、この契約に関し、乙が次の各号のいずれかに該当する場合には、催告なしにこの契約を解除することができる。この場合において、乙は解除により生じた損害の賠償を請求することができない。

- (1) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号、以下「独占禁止法」という。）第49条の規定により、排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき（同法第77条に規定する抗告訴訟が提起されたときを除く。）。
- (2) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして独占禁止法第62条第1項の規定により、課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき（同法第77条に規定する抗告訴訟が提起されたときを除く。）。
- (3) 乙が、独占禁止法第77条の規定による抗告訴訟を提起し、その訴訟について請求棄却又は訴え却下の判決が確定したとき。
- (4) 乙（乙が法人の場合には、その役員又は使用人を含む。）に対する刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。

(賠償額の予定)

第25条 乙は、この契約に関し、次の各号のいずれかに該当するときは、賠償金として委託料の100分の20に相当する額を甲の指定する期間内に支払わなければならない。この場合において、甲がこの契約を解除するか否かを問わず、業務が完了した後も同様とする。

- (1) 乙が、独占禁止法第3条の規定に違反し、又は乙が構成事業者である事業者団体が同法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が、乙に対し、同法第7条の2第1項（同法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命

令」という。)を行い、当該納付命令が確定したとき(確定した当該納付命令が同法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。)。

(2) 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令(これらの命令が乙又は乙が構成事業者である事業者団体(以下「乙等」という。)に対して行われたときは、乙等に対する命令で確定したものをいい、乙等に対して行われていないときは、各名あて人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。)において、同法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

(3) 納付命令又は排除措置命令により、乙等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間(これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が乙に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。)に入札(見積書の提出を含む。)が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

(4) 乙(乙が法人の場合にあっては、その役員又は使用人を含む。)に対する刑法第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。

2 前項の場合において、甲に生じた損害額が前項に規定する賠償額を超えるときは、乙は超過額を甲の指定する期間内に支払わなければならない。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第26条 乙は、この契約から生ずる権利又は義務をあらかじめ書面により甲の承諾を得た場合を除き第三者に譲渡し、若しくは担保の目的に供し、又は引き受けさせてはならない。ただし、信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令(昭和25年政令第350号)第1条の3に規定する金融機関に対して売掛債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

2 前項ただし書の規定により売掛債権の譲渡を行った場合、甲の対価の支払による弁済の効力は、甲が、栃木県財務規則(平成7年栃木県規則第12号)第80条第1項に基づく確認を行い、支出命令確認の登録を行った時点で生ずるものとする。

(変更の届出)

第27条 乙は、商号又は名称、代表者、住所、印章その他この契約の当事者としての事項について、変更が生じたときは、直ちに書面によって、甲に届け出なければならない。

2 前項の届出を怠ったため、甲からなされた通知又は送付された書類等が延着し又は到達しなかつた場合には、通常到達すべき時にそれらが到達したものとみなす。

(契約の費用)

第28条 この契約の締結に要する費用は、乙の負担とする。

(裁判管轄)

第29条 この契約について訴訟等を行う場合は、宇都宮市を管轄する地方裁判所又は簡易裁判所を合意による専属的管轄裁判所とする。

(信義則)

第30条 甲及び乙は、信義を重んじ、誠実に契約を履行しなければならない。

(暴力団等排除に関する特約条項)

第31条 暴力団等排除に関する特約条項については、別記「暴力団員等による不当介入を受けた場合の取扱特記事項」に定めるところによる。

(疑義等の決定)

第32条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義が生じたときは、甲と乙とが協議して定

めるものとする。

この契約の締結を証するため、この契約書を2通作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和8(2026)年○月○日

甲 栃木県宇都宮市塙田1丁目1番20号
栃木県
知事 福田富一

乙 ○○県○○市○○○○○○○○
○○○○○
代表取締役 ○○ ○○